

川崎市保育・子育て総合支援センター一時預かり事業実施要綱

31川こ運第836号

令和元年9月13日付市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）により設置した川崎市保育・子育て総合支援センターにおける一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容等)

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 非定型的保育 保護者の就労、就学等の事由により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育で、原則として週3日の利用日数又は月64時間以内の利用時間を限度に必要な期間とする。
 - (2) 緊急・一時保育 保護者の就労、傷病、入院等の事由その他育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、家庭における保育が緊急・一時的に困難となる児童に対する保育で、利用日数は原則として週1日程度又は同一月内で連続14日以内の利用を限度とする。なお、緊急に保育が継続して必要と市長が認めた場合においては、利用日数は必要な期間とすることができる。
- 2 前項各号に規定する事業の定員は原則として5人とし、両区分併せて1日当たり10人までとする。ただし、そのうち0歳児の利用は、1日当たり原則2人までとする。
- 3 事業の実施にあたっては、センター保育所入所児童（以下「入所児童」という。）との交流等弾力的な処遇を行うことができる。ただし、入所児童の処遇に支障をきたすことのないよう留意するものとする。
- 4 事業の実施日及び実施時間は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）を除いた月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。

(対象児童)

第3条 利用することができる児童は、原則として本市に住所を有し、0歳5か月から就学前までの児童であって、事業実施体制のもとで保育が可能な者とする。

(事業の利用登録)

第4条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）は、あらかじめ当該児童に関する基本情報（以下「基本情報」という。）について、市長あてに申告し、利用の登録を行うものとする。

- 2 市長は、保護者から基本情報の申告を受けたときは、一時預かり事業受付登録簿（第1号様式）に記帳し、整備・保管しておかなければならない。

(事業の利用申請)

第5条 利用登録の申告を行った保護者は、事業の利用をしようとするときは、一時預かり

事業利用申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を別表第1の左欄に掲げる事業の利用を開始する日の属する期間の初日の2箇月前から事業の利用を希望する日の前日までに、市長あて申請を行うものとする。ただし、特に緊急を要すると市長が判断した場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、非定型的保育の利用は、3箇月以内の期間を限度とし、別表第1の左欄に掲げる事業の利用を開始する日の属する期間に応じて、右欄に掲げる日までを利用期限とする。なお、非定型的保育の利用の更新を希望する保護者は、指定する期間に申請書に必要書類を添えて市長宛て提出を行い、利用の承認を受けなければならない。

（事業の利用承認等）

第6条 市長は、事業の利用が適当であると認めるとき、一時預かり事業利用承認通知書（第3号様式）により、保護者に通知する。

- 2 市長は、事業利用について定員超過等受入れが困難な場合には、事業利用の保留の決定をし、一時預かり事業利用保留通知書（第4号様式）により、保護者に通知する。

（健康診断）

第7条 非定型的保育を利用する児童については、法第24条第1項に規定する保育の対象児童に準じて、あらかじめ健康診断を受診させるものとする。ただし、一斉に受診させることが困難な場合には、保護者から個別に診断書の提出を求めるものとする。

- 2 緊急・一時保育を利用する児童については、登録時及び申請時に児童の健康状態を十分聴取する等、当該児童の処遇に支障がないよう留意するものとする。

（保護者の費用負担）

第8条 保護者の費用負担については、川崎市一時保育事業実施要綱（8川民育第345号）第13条第1項の規定を準用する。この場合において、同要綱同条同項中「次の各号の表に掲げる上限額の範囲内で各施設が定める額」とあるのは、「別表第2に示す川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則第4条に定める一時預かり保育料（以下「基本利用料」という。）」と、「飲食物費等」とあるのは「別表第3に定める飲食物費等」と、「実費相当額」とあるのは「実費相当額（以下「給食費」という。）」と、「第1号の表に掲げる上限額の範囲内で各施設が定める額」とあるのは「基本利用料」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する保護者が負担する金額については、保護者が納入通知書により事業利用後指定期日までに納入することとする。ただし、納入通知書による支払いが困難な場合は、この限りではない。

（利用取消しの扱い）

第9条 市長は、保育を利用するまたは利用予定である保護者からの利用取消しの申し出があり、承認を取り消す場合は、事業を実施する保育所園長に連絡のうえ取り消し、保護者から、一時預かり事業利用取消申請書（第5号様式）の提出を求める。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第6条及び第7条並びに第9条に規定する事業の実施に関する規定は同年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、公布日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表第1（第5条関係）

事業の利用を開始する日の属する期間	事業の利用期限
4月1日から6月30日	6月30日
7月1日から9月30日	9月30日
10月1日から12月28日	12月28日
1月4日から3月31日	3月31日

別表第2（第8条関係）

	日額
1歳未満児	2,900円
3歳未満児	2,500円
3歳以上児	1,500円

別表第3（第8条関係）

	日額
給食費	300円

第1号様式

一時預かり事業 受付登録簿

受付日 年 月 日

区保育・子育て総合支援センター

基本情報			
連絡先	住所	電話	
児童名 (フリガナ)	生年月日 年 月 日	保護者氏名① (フリガナ) (続柄:)	きょうだい① <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 未就学 認可保育所等 認可外保育所 幼稚園 その他 ()
食事の形態 <input type="checkbox"/> 離乳 () <input type="checkbox"/> 乳児食 <input type="checkbox"/> 幼児食	利用区分 <input type="checkbox"/> 非定型 <input type="checkbox"/> 緊急・一時	保護者氏名② (フリガナ) (続柄:)	きょうだい② <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 未就学 認可保育所等 認可外保育所 幼稚園 その他 ()
食物アレルギー 無・有 ()	登録時理由 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考			
	受付担当者	(関係機関担当)	区・町丁名

第2号様式

一時預かり事業利用申請書

年 月 日

(宛先)
川崎市長

フリガナ 申請者	_____
郵便番号	_____
住 所	_____
電 話	_____

次のとおり保育の利用を申請します。

フリガナ 児童氏名		生年月日
_____		_____
利用保育園 _____ 保育園		
利用日 及び 時間	利用日	利用時間 (8:30~17:00のうち必要な時間)
	_____	: ~ :
	_____	: ~ :
	_____	: ~ :
全 回		
利用区分 (利用事由)		非定型的保育 ・ 緊急・一時保育
給食利用		有 ・ 無
離乳食完了※0・1歳児クラスのみ回答		完了 ・ 未完了
世帯 区分	<input type="checkbox"/> 被保護世帯 (直近の福祉事務所が発行する被保護証明書を添付) <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 (利用児童と同一世帯に属している保護者全員の市民税非課税証明を添付) <input type="checkbox"/> 年収360万円未満世帯 (利用児童と同一世帯に属している保護者全員の市民税課税額証明書若しくは市民税非課税証明書) <input type="checkbox"/> 里親に委託されている児童 (児童委託証明書を添付) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯 (児童扶養手当証明書を添付) <input type="checkbox"/> 第三子以降の児童 (家族全員が記載されている住民票の写し等利用児童が同一世帯と証明できる書類を添付) <input type="checkbox"/> 第二子児童 (家族全員が記載されている住民票の写し等利用児童が同一世帯と証明できる書類を添付) <input type="checkbox"/> 多胎児児童 (家族全員が記載されている住民票の写し等利用児童が同一世帯と証明できる書類を添付) 上記に該当する場合は利用料が免除 (又は半額) になります。□にチェックの上、それぞれの書類を添付してください。	
	<input type="checkbox"/> その他の世帯 免除対象に該当しない場合はこちらの□にチェックをしてください。	

添付書類

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| (1) 緊急連絡票 | (4) 児童名の保険証のコピー |
| (2) プロフィール票 | (5) 児童名の小児 (乳幼児等) 医療証のコピー (お持ちの場合) |
| (3) 就学・就労証明書※保護者の方全員分 | (6) 利用料が免除になる場合の添付書類 (表の「世帯区分」参照) |

第3号様式

第 号
年 月 日

申請者 様

川崎市長 印

一時預かり事業利用承認通知書

申請のありました保育の利用について、次のとおり承認しましたので通知します。

フリガナ		フリガナ		
申請者名		児童名		
利用区分				
世帯区分				
利用日 及び時間				
	全 回			
保護者 負担額	基本利用料	円 (日額)	円	合計 円
	給食費	円 (日額)	円	

第4号様式

年 月 日

申請者 様

川崎市長

印

一時預かり事業利用保留通知書

申請のありました保育の利用について、次のとおり保留としましたので通知します。

フリガナ	-----	生 年 月 日	・	・
申 請 者 名				
利 用 希 望 日 及 び 時 間				
保 留 事 由				

第5号様式

一時預かり事業利用取消申請書

年 月 日

(宛先)
川崎市長

フリガナ
申請者 _____
郵便番号 _____
住 所 _____
電 話 _____

次のとおり保育の利用申請を取り消します。

フリガナ 児童名	生年月日
	・ ・
保育希望園 _____ 保育園	
利用 取消日	利用取消日
取消理由	